

## 川崎市国民健康保険保健施設事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市国民健康保険条例第9条に規定する被保険者の健康の保持増進のための保健事業の一環として、保健施設事業を実施することに関し必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 対象者は、15歳以上の川崎市国民健康保険（以下「市国民健康保険」という。）の被保険者（中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。）を除く）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市国民健康保険料に未納がある世帯に属している者を除く。

### (事業内容)

第3条 次条に規定する対象施設の無料利用券（以下「利用券」という。）を対象者に交付する。

2 事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (対象施設)

第4条 対象施設は、次の各号に掲げる施設（以下「施設」という。）とする。

#### (1) 温水プール

- ア 川崎市民プラザ条例別表に規定する温水プール
- イ 川崎市入江崎余熱利用プール条例第1条及び別表に規定するプール
- ウ 川崎市余熱利用市民施設条例別表に規定する温水プール
- エ 川崎市スポーツセンター条例別表に規定する温水プール（川崎市多摩スポーツセンターに設置されているものに限る。）

#### (2) トレーニングルーム

- ア 川崎市民プラザ条例別表に規定するトレーニング室
- イ 川崎市余熱利用市民施設条例別表に規定するトレーニングルーム
- ウ 公益社団法人川崎市医師会が運営するかわさき健康づくりセンターのうちトレーニングルーム
- エ 川崎市とどろきアリーナ条例別表に規定するトレーニング室

オ 川崎市スポーツセンター条例別表に規定するトレーニング室（川崎市幸スポーツセンター、川崎市宮前スポーツセンター及び川崎市多摩スポーツセンターに設置されているものに限る。）

（利用時間及び休館日）

第5条 施設の利用時間及び休館日に準じる。

（申請方法）

第6条 利用券の交付を受けようとする者は、次のいずれかの方法により、その居住地を所管する区長（以下「所管区長」という。）に申請するものとする。  
ただし、所管区長の下承を得られた場合は、この限りでない。

（1）区役所保険年金課の窓口に来庁し、申請する方法

（2）電子情報処理組織を使用する方法により、電子申請をする方法

2 前項第1号の規定による利用券の交付を受けようとする者は、次に掲げるもののうちいずれかを申請の際に提示又は添付しなければならない。

（1）神奈川県国民健康保険資格確認書

（2）情報提供等記録開示システム（マイナポータル）の健康保険資格情報画面

（3）健康保険の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）及び被保険者の資格に係る情報を通知する書面

（利用券の交付）

第7条 区長は、前条に規定する方法により申請があったときは、対象者であることを確認の上、利用券を交付するものとする。

2 区長は、前条第1項第2号に規定する方法により申請があったときは、対象者の住所に利用券を郵送するものとする。

3 利用券は、当該年度の4月から9月までの分（以下「上半期分」という。）及び当該年度の10月から翌年3月までの分（以下「下半期分」という。）に分割して交付するものとし、利用券の交付期間は、上半期分を当該分の交付開始日から9月30日まで、下半期分を当該分の交付開始日から翌年の3月31日までとする（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。）。

4 交付枚数は、上半期分及び下半期分のそれぞれの期間において対象者一人当たり8枚を限度とし、対象者の属する世帯において20枚を限度とする。

5 区長は、利用券を交付する際、無料利用券交付記録簿（第 1 号様式）を対象者の属する世帯ごとに作成するものとする。

（利用券の再交付）

第 8 条 利用券は再交付しないものとする。ただし、利用券をき損した場合において、き損した利用券を返納した場合は、この限りでない。

（利用方法及び利用料金）

第 9 条 施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、当該施設の管理者の利用許可を受けるとともに、施設が定める利用基準等を遵守しなければならない。

2 利用者は、利用券に被保険者番号、枝番、氏名、住所、生年月日を明記しなければならない。

3 利用者は、利用しようとする施設へ利用券を提出するとともに、第 6 条第 2 項に規定するものを提示し、対象者であることを明らかにするものとする。

4 第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる温水プールの利用に係る料金（個人利用に係る料金（1 人当たり 1 回 2 時間までの料金）に限る。）及び第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるトレーニングルームの利用に係る料金（個人利用に係る料金（1 人当たり 1 回 3 時間までの料金）に限る。）は、市が交付する利用券を利用しようとする施設へ提出することにより無料とすることができる。

5 施設の利用に係る料金のうち、利用しようとする施設が定める超過料金（前項に規定する温水プール及びトレーニングルームそれぞれの無料とする利用時間を超過した際に発生した料金）については、利用者の自己負担とし、利用券は使用できないものとする。

（譲渡等の禁止）

第 10 条 利用券は、他の世帯に属する対象者に譲渡してはならない。

2 利用券は、複製してはならない。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(川崎市国民健康保険保健施設無料利用実施要領の廃止)

- 2 川崎市国民健康保険保健施設無料利用実施要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項の規定は、令和 6 年 12 月 2 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に交付された神奈川県国民健康保険被保険者証は、その神奈川県国民健康保険被保険者証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の要綱第 6 条第 2 項の規定に掲げるものとみなす。